

《平成29年度 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス及び通所型サービスの概要》

【 訪 問 型 サ ー ビ ス 】					【 通 所 型 サ ー ビ ス 】		
サービス種類	訪問介護サービス (専門職による 現行相当サービス)	生活援助サービス (緩和した基準によるサービス)	相互支援サービス (住民主体による支援)	訪問型介護予防サービス (短期集中予防サービス)	通所介護サービス (専門職による 現行相当サービス)	(仮称)みんなで元気クラブ (住民主体による支援)	みんなと元気塾 (短期集中予防サービス)
サービス内容	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつなどの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。	ホームヘルパー等(※)が掃除や洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。(1回60分程度)	住民が担い手として話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除などの簡易な生活援助を行います。(1回60分程度)	看護師等の専門職が自宅を訪問し、生活改善のアドバイスや日常生活に関することの指導などを行います。	デイサービスセンターで食事・入浴等の介護サービスや、生活機能維持・向上のための体操や筋力トレーニングを行います。	介護予防リーダーが企画や運営に関わる事業で、楽しく参加しながら介護予防に取り組む事業を行います。	生活機能の改善に向け専門職が行う介護予防事業です。(運動器機能向上プログラム、栄養改善プログラム、認知症予防プログラム、口腔機能向上プログラム等)
対象者	○資格のあるホームヘルパーによるサービスが必要な人 ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う人 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な人等 ○身体介護を伴う日常生活援助が必要であると判断された人	○日常生活支援が必要と判断された左記以外の人	○ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯の高齢者 ○簡易な支援により日常生活が保てる人(ケアマネジメントにおいて、資格を有するホームヘルパー以外の担い手がサービス提供することが可能と判断する人)	○虚弱や閉じこもりの傾向があり、生活改善などが必要と認められる人	○ケアマネジメントにおいて、専門職の指導を受けながら、集中的に生活機能の向上のためのトレーニング等を行うことで、改善・維持が見込まれる人	○講座に参加することにより筋力や口腔機能等の特定機能の維持等が見込まれる人	○専門職の指導のもと、短期間の講座に参加することにより筋力向上や口腔機能等の特定機能の維持や向上等が見込まれる人
事業実施方法	事業者指定	事業者指定	区事業(委託)	区事業	事業者指定	区事業	区事業(委託等)
利用者負担	原則1割又は2割	原則1割又は2割	1回 200円	なし	原則1割又は2割	なし	なし
備考	—	※指定基準を現行相当サービスの基準より緩和し、従事者の資格として一定の研修受講者も認める	【委託先(予定)】 ・港区シルバー人材センター ・NPOニッポン・アクティブライフ・クラブ	【サービス提供機関】 高齢者相談センター	—	港区立介護予防総合センター(ラクっちゃ)で実施	港区立いきいきプラザ等で実施

(注) 網掛け部分は、平成29年度から新たに実施する事業です。

